

2019 年度版
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

2020 年 10 月
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

- 今年度も、インターネット上のオークションサービス（以下、オークション）およびインターネット上のフリーマーケットサービス（以下、フリマ）を対象に効果検証を実施するとともに、権利者ならびにオークションやフリマ等の CtoC マーケットプレイス運営事業者（以下、CtoC プラットフォーマー）による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害品の出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。
- 各群（1 群から 3 群）とも総じて、市場での流通量が拡大されている昨今の状況を鑑みると、本協議会を通じた対策の効果が継続しているものと考えられるが、他方、ここ数年の傾向として、特定のサービスにおいて模倣品等を集中的に出品される傾向がみられることから、そのような認識をもっていずれのサービスにおいても継続した取り組みを実施することが、侵害品流通防止のため肝要である。
- 1 群では、CtoC プラットフォーマーによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、侵害品出現率は低く抑えられていることが確認できた。
- 2 群では、昨年度 3 群から移行した CtoC プラットフォーマーであり、一定の成果が確認されつつも、今年度は侵害品出品率が上昇しており、今後も取り組みを強化・継続する必要がある。
- 3 群では、対象となる CtoC プラットフォーマーについて、ここ 2 年間において、1 群同様の水準まで侵害品出現率が極めて改善されており、来年度もその取り組みを継続すれば 1 群への移行が期待されるものである。

2. ガイドライン分科会の報告

- ガイドライン分科会では、平成 29 年（2017 年）度に改定をおこなった「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。
- 本年度は、より昨今の侵害品の流通阻止を可能にするガイドラインとなるように協議を重ね、次年度以降の効果検証に向け大幅な改定を行った。

3. 第三部会の報告

- 本年度の第三部会においては、特許庁国際協力課より令和元年度「コピー商品撲滅キャンペーン」について、プラットフォームへの連携協力の在り方を検討した。
- また、経済産業省模倣品対策室より近時の模倣品対策やトレンド等の情報共有、関税局業務課より昨今の越境取引における知的財産権侵害品の流通状況の説明を受け、税関とプラットフォームの連携の在り方、あるべき法制度論等について議論を行った。

1. 効果検証分科会の報告

1) 効果検証の方法

今年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者と CtoC プラットフォーマーの実務担当で構成される「効果検証分科会」において実施要領（資料 2「効果検証の実施方法について」参照）を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

① 効果検証対象

今年度も、オークションおよびフリマを含めた 8 つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

今年度も昨年度と同様、検証対象出品を 2 つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は) CtoC プラットフォーマーに出品停止要請可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）CtoC プラットフォーマーにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき CtoC プラットフォーマーに対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量される出品（蓋然性が高い出品）。

③CtoC プラットフォーマーの群分け

権利者並びに CtoC プラットフォーマーによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じ CtoC プラットフォーマーが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

- i 1 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%未満）： 6 サービス
- ii 2 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%以上 10%未満）： 1 サービス
- iii 3 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 10%以上）： 1 サービス

(2) 検証結果

①オークション

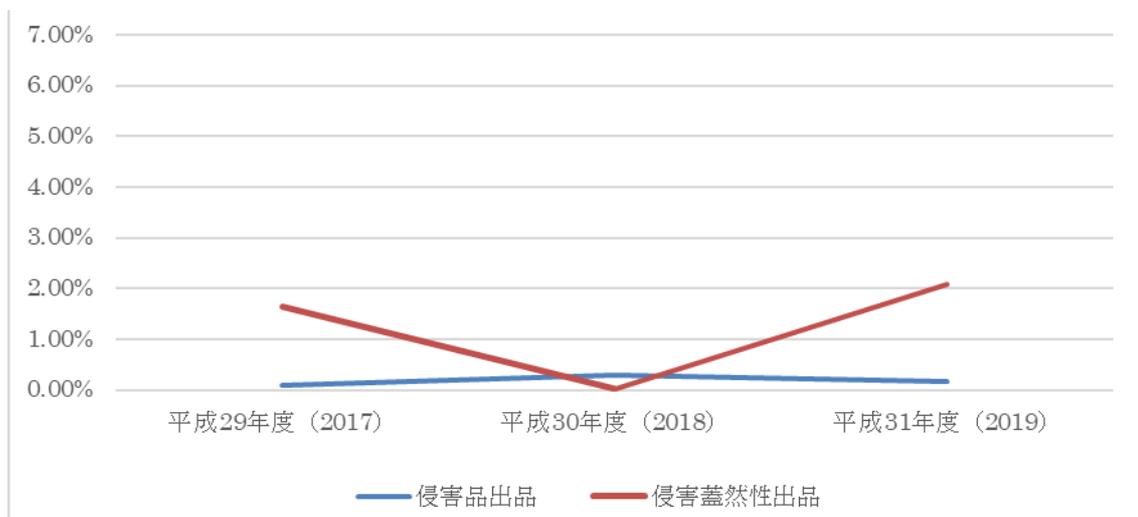
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		平成 31 年度 (2019)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2,972	0.07%	2,427	0.16%	1,513	0.00%
	2 群			—	—	—	—
	3 群			—	—	—	—
商標権	1 群	2,147	0.09%	2,062	0.44%	2,354	0.25%
	2 群			—	—	—	—
	3 群			—	—	—	—
合計	1 群	5,119	0.08%	4,489	0.30%	3,867	0.16%
	2 群			—	—	—	—
	3 群			—	—	—	—

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		平成 31 年度 (2019)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2,972	0.64%	2,427	0.01%	1,513	3.37%
	2 群			—	—	—	—
	3 群			—	—	—	—
商標権	1 群	2,147	3.02%	2,062	0.02%	2,354	1.27%
	2 群			—	—	—	—
	3 群			—	—	—	—
合計	1 群	5,119	1.64%	4,489	0.02%	3,867	2.09%
	2 群			—	—	—	—
	3 群			—	—	—	—

【参考】オークションでの出現率（著作権と商標権の合計）推移



②フリマ

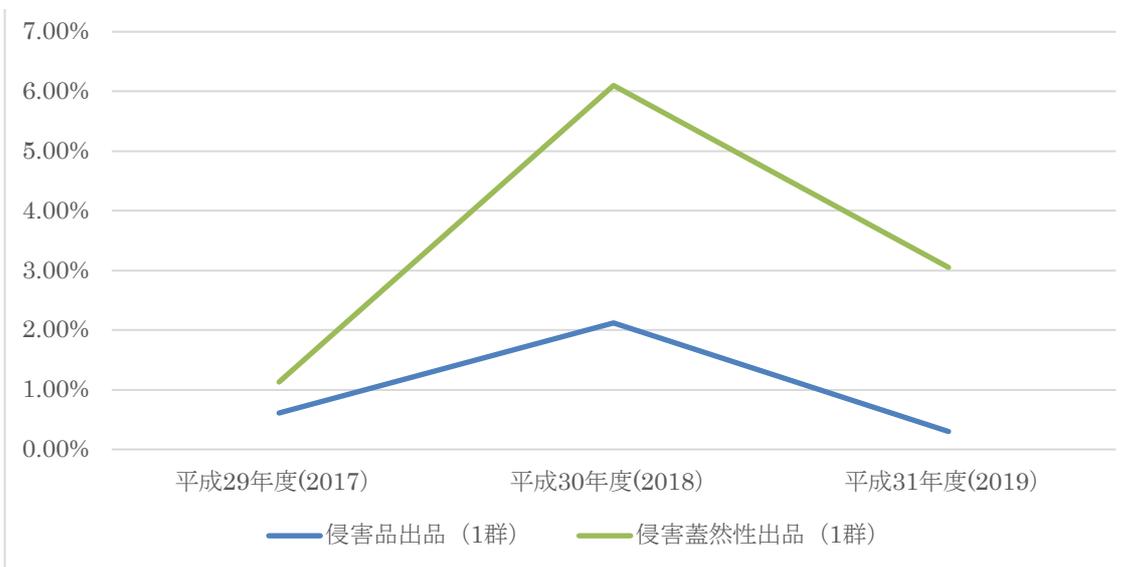
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		平成 31 年度 (2019)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	6,430	0.26%	3,506	1.06%	2,581	0.08%
	2 群	—	—	705	0.14%	337	0.30%
	3 群	477	26.20%	76	0.00%	30	0.00%
商標権	1 群	5,093	1.06%	4,389	2.96%	5,321	0.41%
	2 群	—	—	1,083	4.16%	746	13.94%
	3 群	2,302	56.25%	753	0.93%	608	0.82%
合計	1 群	11,523	0.61%	7,895	2.12%	7,902	0.30%
	2 群	—	—	1,788	2.57%	1,083	9.70%
	3 群	2,779	41.22%	829	0.84%	638	0.78%

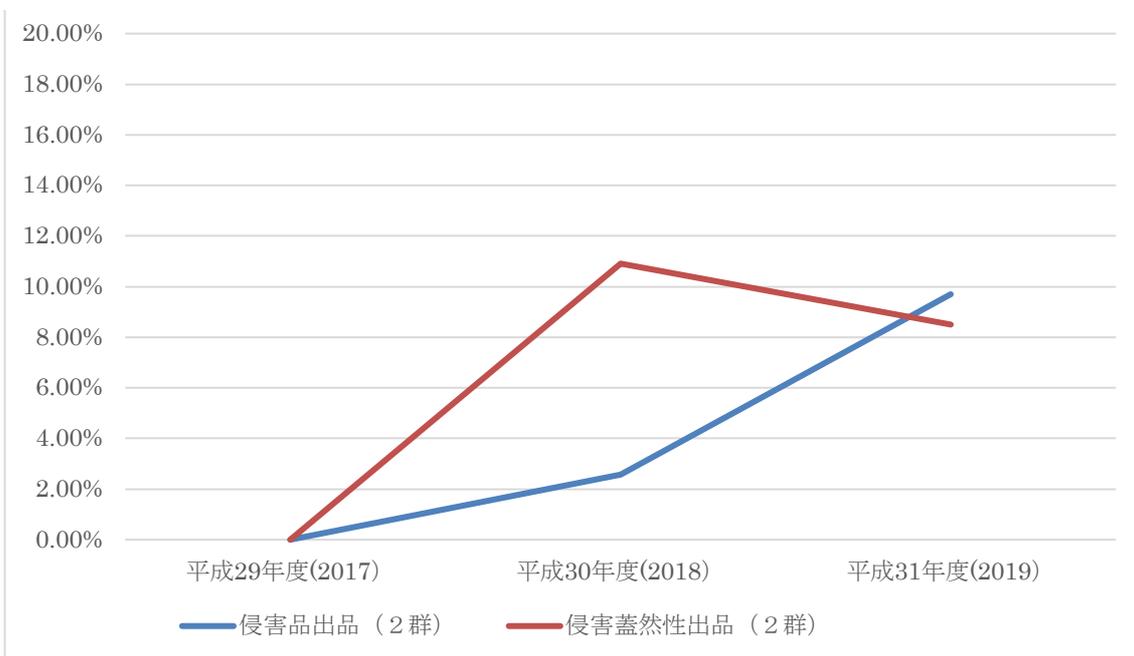
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		平成 31 年度 (2019)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	6,430	1.07%	3,506	2.31%	2,581	5.50%
	2 群	—	—	705	5.25%	337	0.00%
	3 群	477	0.00%	76	26.32%	30	6.67%
商標権	1 群	5,093	1.19%	3,837	9.56%	5,321	1.86%
	2 群	—	—	1,083	14.59%	746	12.33%
	3 群	2,302	3.30%	753	6.11%	608	3.29%
合計	1 群	11,523	1.13%	7,343	6.10%	7,902	3.05%
	2 群	—	—	1,788	10.91%	1,083	8.49%
	3 群	2,779	1.65%	829	7.96%	638	3.45%

【参考】フリマ（1群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移

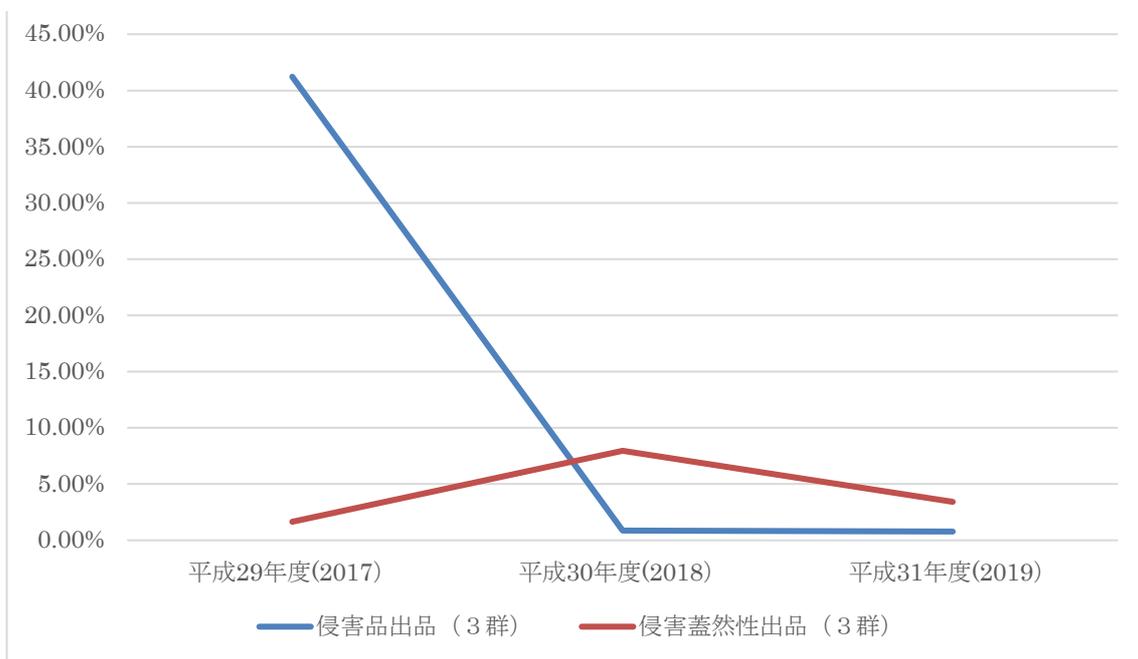


【参考】フリマ（2群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



※平成29年度は2群に分類されるサービスは無し

【参考】フリマ（3群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



(3) 検証結果の分析

i. オークションについて

いずれも 1 群にカテゴリズされており、今年度も「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率を極めて低く保つことができている。

ii. フリマについて

今年度は、6 サービスを検証対象とした。

1 群にカテゴリズされる 4 つのサービスは、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率は極めて低水準であった。

2 群にカテゴリズされる 1 つのサービスは昨年度、3 群から移行した CtoC プラットフォーマーであり、削除対応等の取り組みを積極的に進める意思を有し、一定の成果が確認されている。しかしながら、今年度は、国外在住とみられるものらに、権利侵害物品を集中的に出品されるなどしてサービスが悪用され、一部商品については削除対応が追い付かなかったとのことで、これにより昨年度より侵害品出品率が若干上昇した。したがって、今後も取り組みの強化を継続することが必要である。

3 群にカテゴリズされる 1 つのサービスは、初年度こそ侵害品出現率が極めて高かったものの、それ以降、本協議会を通じて得た侵害対応の知見やノウハウを活用することにより、今年度を含む 2 年間の侵害品出現率は 1 群同様の水準であって、来年度には 1 群への移行が期待されるものである。

iii 小括

このように、総じていえば、本協議会加盟直後において「侵害品流通」の値が高いプラットフォームも、本協議会を通じて侵害品判断の知見や対応ノウハウを共有・蓄積することが可能となり、その結果、「侵害品流通」が劇的に改善されていることから、本協議会を通じて権利侵害品対策の効果が現れていることが確認できた。

また、今年度は本協議会ガイドライン分科会を通じ、最新の侵害品出品を示す条件やキーワード等につき情報共有を行い、ガイドラインの大幅な改定にむけた作業を開始したことによって、これに相当する「侵害品出品」も抑制されていることから、ガイドライン等を通じて、権利者及び CtoC プラットフォーマー相互に「侵害品出品」判断基準を共有していくことの重要性が確認された。

ただし、その一方で、昨年同様、「侵害品出品」を行う者が特定のサービスを利用し集中的に悪用しているとみられる事象が確認されており、このことからサービス横断的に流通防止の取り組みを進めていくが必要である。

(4) その他

今年度は、これまで検討課題として浮上している、CtoC プラットフォーマーのサービス

特性などに応じた、よりの確な検証結果が得られる方法の検討に資するため、権利者の協力を得て任意調査を実施したところであり、その任意調査結果を仔細に分析し、来年度以降も継続して新たな検証方法やその妥当性について検討を進めていくことが考えられる。

また、任意調査結果を元に、その時点における様々な課題についてあらためて詳細な分析を行い、対策方法を見出し、本協議会で用いるガイドラインの改定および侵害品流通阻止の様々な対策につながる進言を継続的に発することが重要であると考えます。

なお、ここ数年における効果検証を通じた所感として、海外からの出品とみられる膨大な侵害品出品、画像や商品説明などから権利侵害品と直接・明示的に判断することが困難な態様による侵害品出品の出現・増加など、侵害品流通の防止を速やかに講じることが困難ならしめる事情が生じてきていると思料する。かかる状況であるからこそ、権利者および CtoC プラットフォーマーが双方の立場を尊重し、共同して対策を講じていくこの協議会での取り組みの真価が問われているものと考えられる。

2. ガイドライン分科会の報告

本ガイドラインの改定について

本ガイドラインについては、現在の本ガイドライン本紙、およびガイドライン別紙での運用で良い結果が出ているため、本年度は現在の本ガイドラインで効果検証等の運用を行うことが好ましいとの意見で一致した。

ガイドライン別紙について

ガイドライン別紙については、本年度のガイドライン分科会において議論を重ね、より現状の侵害品の流通阻止を可能にするものにアップデートし、次年度に向け大幅に改定を行った。

また、本年度起案された改定案について、継続検討が必要なものは次年度のガイドライン分科会に持ち越しとし、継続して議論をするものとした。

具体的内容

第1回 …今年度のガイドライン分科会での討議内容の検討

ガイドライン別紙の改定について検討

第2回 …次年度のガイドライン別紙について改定の検討

ガイドライン別紙への改定案の持ち寄り、および採用可否の検討

第3回 …次年度のガイドライン別紙について改定の検討

ガイドライン別紙への改定案の採用可否の検討、および採用案の確定

3. 本年度の活動の総括

以上のとおり、権利者・CtoCプラットフォーム双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1群において侵害品の出現率を低い水準に留めていることが確認された。

本年度は、ガイドライン分科会において、昨今の偽造品出品のトレンドに応じたガイドライン別紙の大幅な改定を行うとともに、ガイドラインの位置づけについて、ガイドラインに記載されている文言に限らず、協議会の場を通じて交換された侵害品に関する情報をもとに各社の対策に活かしていく点について、来年度以降議論を深めていく点で一致した。

また、第三部会においては、関係省庁を招いて、近時の模倣品対策やトレンド、昨今の越境取引における知的財産権侵害品の流通状況及びその対策等について協議を行っており、来年度以降も引き続き実効的な対策の検討を行っていく。

今後も本協議会の取り組みの成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進めていく予定である。

各種統計データ

■ 出品総数（単位：万）

	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年	平成 31 年 2019 年
出品総数	14,360	10,736	17,104

- 正会員 8 社の内 7 社の合計値。
- 計測に当たっては、12 月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を測定し、1 日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォームの数に変動があるため、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 自主削除件数

	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年	平成 31 年 2019 年
著作権	25,528	21,377	34,926
商標権	335,771	309,941	370,732
合計	3,149,053	1,996,916	1,276,800

- 正会員 8 社の内 7 社の合計値。
- 7 社の内 1 社については、自主削除件数を権利ごとに測定していないため、合計値のみに算入した。
- 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 権利者からの削除依頼件数

	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年	平成 31 年 2019 年
著作権	727	6,286	39,146
商標権	320,617	146,462	921,652
合計	321,334	152,748	960,798

- 正会員 8 社の合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーム）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。